

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	53 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	49 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、国民年金に任意加入して以来、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。定額保険料と付加保険料は、1枚の納付書であるのに、申立期間は、定額保険料のみが納付済みであり、付加保険料が未納とされていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月に国民年金に任意加入して以降、国民年金法が改正された61年4月に第3号被保険者となるまでの約10年間にわたり、国民年金保険料を完納し、申立期間以外は全て付加保険料を納付している。

また、申立人が昭和56年8月に転入直後のA市における昭和56年度収滞納リストによると、申立人の同市における、申立期間を含む昭和56年9月から57年3月までの期間の国民年金保険料調定区分は「定額+付加」であるとともに、同期間の保険料については、手書き領収証書により納付期限内に現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間は3か月間と短期間である上、その前後の期間はA市において、付加保険料を納付済みであることなどを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料について定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、成人式で国民年金の加入を勧められ、国民年金に加入した。それ以降は、自宅に集金に来ていた婦人会の人に、母が両親と私の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。

母が留守の際には、私が家族3人分の国民年金保険料を納付したこともあり、その時、集金に来た人が年金手帳に「シール」を貼っていたことを覚えている。

両親は申立期間を含めて国民年金保険料を全て納付しているのに、私の納付済期間途中の申立期間の2年間だけが、なぜ未納とされているのか不思議であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に、国民年金手帳記号番号が払い出されている上、満20歳から60歳期間満了までの40年間のうち、未納とされている期間は申立期間のみである。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の母親及び父親共に、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、それぞれ60歳までの国民年金被保険者期間において保険料を完納しており、申立期間は現年度納付により保険料を納付済みである。

さらに、申立期間は2年間と比較的短期間である上、前後の期間は国民年金保険料を納付済みであり、申立人は、結婚するまで自宅で家事手伝いをしてきたとし、生活状況等にも変化はなかったと陳述していることなどを踏まえると、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月及び同年8月並びに同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月及び同年8月
② 平成6年10月から同年12月まで

私が平成8年*月に子供を出産した頃、自宅に私の国民年金保険料の納付書が送付されてきた。夫が同納付書を持参してA市役所の出張所に出向いて相談したところ、納付するように言われたので、同出張所近くの金融機関で5万円ないし6万円ぐらいの保険料をまとめて納付してくれた。

夫が私の国民年金保険料を納付してくれたのは、この時だけであるので、今も印象に残っている。

申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、平成8年8月2日に、申立期間①及び②に挟まれた6年9月及び申立期間②直後の期間について、第3号被保険者の該当処理が同時に行われ、申立期間①及び②を第1号被保険者期間として記録が追加されていることから、申立人が子供を出産した頃に、申立人の国民年金保険料の納付書が送付されてきたとする申立内容と時期が符合する上、当時において、申立期間①及び②は、時効成立前の期間であり、保険料を金融機関で過年度納付することが可能である。

また、申立期間①及び②は合計5か月間と短期間であり、申立人の記憶する納付金額は、当該期間の国民年金保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②以外に国民年金保険料の納付を要する期間が存在しないことなどを踏まえると、申立人の夫が納付してくれたとする保険料は、申立期間①及び②の保険料であるとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成元年3月まで

平成元年6月、結婚を契機にA市に転居し、同市B区役所で婚姻届を提出した際、窓口で国民年金への加入を勧められたため、その場で加入を行った。

加入手続の際、過去の未納保険料の納付も勧められ、後日、自宅に納付書が送付されてきたことを記憶している。未納保険料の合計金額は17万円程度であったことは覚えているが、納付期間については定かではない。

金額が大きいこともあり、義父に相談したところ、将来の年金受給額の増額につながるとして納付を勧められたこともあり、平成元年6月又は同年7月に、C銀行D支店の銀行預金口座から、現金を17万円程度引き出し、同銀行で納付したはずである。

申立期間のうち、納付可能な過去の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間全てが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者のオンライン記録及びA市保存の国民年金被保険者名簿の記載から、同市B区において、申立人が会社退職に伴い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和60年8月21日を国民年金被保険者の資格取得日として、平成元年6月頃に払い出されていると推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、昭和62年5月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、i) 婚姻届提出の際に、担当者から勧められ、国民年金の加入手続を行ったこと、ii) 手続の際、同じ担当者から過年度保険料の納付

勸奨を受け、後日、17万円程度の金額が記載された1枚の納付書が送付されてきたこと、iii) 申立人の義父に当該保険料の納付について相談したところ、義父からも納付するよう助言を受けたこと、iv) 当該保険料納付の資金として、結婚祝い金が残っており、また、申立人の実父からも当座の生活費用としてまとまった金額を渡されていたことから、このお金を未納保険料の納付に充てたことなどについて詳細に陳述している。

これらの点について、A市では、申立期間当時の国民年金事務として、i) 婚姻届等を受理する同市市民課において国民年金に係る諸手続も行ってたこと、ii) 加入手続の際、過年度保険料に係る納付勸奨を行っていたこと、iii) 過年度納付書については、社会保険事務所(当時)に対して送付依頼していたことなどを説明しており、また、日本年金機構でも、当時、同市の各区役所から国民年金の被保険者情報の連絡を受け、納付可能な未納期間分の国民年金保険料について、1枚に記載した過年度保険料納付書を発行し、被保険者に送付していたと説明しており、それぞれの説明は、申立人の一連の陳述と符合する。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間において未納は無く、第3号被保険者への種別変更手続等も適正に行っている上、その夫の国民年金加入期間の国民年金保険料も全て納付するなど、納付意識等の高さがうかがえる。

加えて、申立人は、C銀行D支店で、過年度保険料として17万円程度を一括して納付したと陳述しているところ、申立期間のうち、加入時期からみて過年度納付が可能な期間である昭和62年5月から平成元年3月までの国民年金保険料合計は、17万3,800円となり、陳述の納付額とおおむね一致する。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月頃に払い出されていると推認されることから、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、昭和60年8月から62年4月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和60年8月から62年4月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年1月から同年12月までは32万円、18年1月から同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から20年9月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。
当時は固定給で勤務しており、給与の変動は一切なかったため、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B市税事務所提出の平成18年度及び19年度の給与支払報告書の「社会保険料等の金額」により推認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成17年1月から同年12月までは32万円、18年1月から同年12月までは59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間のうち、平成17年1月1日から19年1月1

日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年4月1日から17年1月1日までの期間については、申立人は後述の給与明細書以外の保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料等を保管しておらず、事業所も給与台帳等を保存していないため、当該期間における保険料控除額及び報酬月額を確認することはできない。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から20年9月1日までの期間については、A社提出の平成19年度及び20年度の給与台帳（当該年の1月から12月までの給与等が記録されたもの。）で確認できる厚生年金保険料額並びに申立人に係る同年度及び21年度の給与支払報告書の「社会保険料等の金額」から推認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人は、申立期間のうち、平成12年1月から20年8月までの期間に係る給与明細書を提出しているが、i) 12年1月、同年2月及び同年3月の給与明細書を見ると、介護保険法が施行される前にもかかわらず、介護保険料が控除されていることが確認できること、ii) 17年1月から18年12月までの給与明細書に記載された給与支給金額及び社会保険料控除額等の合計と、平成18年度及び19年度の給与支払報告書に記載された支払金額並びに社会保険料等の金額が一致しないこと、iii) 申立人は、「申立時に提出した給与明細書は、申立期間当時のものではなく、今回の申立てに当たり、事業所に作成してもらった。」と陳述していること等から、当該給与明細書をもって申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額を判断することはできない。

このほか、申立期間のうち、平成11年4月1日から17年1月1日までの期間及び19年1月1日から20年9月1日までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日は28年7月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から28年7月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社（厚生年金保険の適用事業所は、A社）に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、C業務従事者として勤務し、業務縮小で退職してから約1か月後にはD社で勤務した。

申立期間にB社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社を業務縮小のため退職したとする時期と、元従業員の朝鮮戦争が休戦に近づく頃から、仕事が少なくなってきたと陳述する時期が符合すること等から判断して、申立人が、申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も同じ者に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日は記載されていない。）が確認できる。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同様、資格取得日が昭和27年7月1日と記載されているものの、資格喪失日の記載が無い元従業員が多数確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被

保険者記録であると認められる。また、申立人は、B社を退職した約1か月後には、D社(資格取得日は、昭和28年8月14日)に勤務したとしていること、及び元従業員は、朝鮮戦争の休戦が近づく頃から仕事が少なくなってきたとしているところ、当該戦争の休戦成立は、昭和28年7月27日であること等から、申立人は少なくとも同年7月1日までは、A社で被保険者であったと考えられることから、申立人の当該事業所における資格取得日は27年7月1日、喪失日は28年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和28年2月25日に、同社D営業所における資格喪失日に係る記録を33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、28年2月は8,000円、33年10月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年2月25日から同年3月1日まで
② 昭和33年10月29日から同年11月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

夫は申立期間①はA社E営業所から同社C営業所へ、申立期間②は同社D営業所から同社F営業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社保管の人事記録から、申立人が申立期間①及び②もA社に継続して勤務し（昭和28年2月25日にA社E営業所から同社C営業所に異動、33年11月1日に同社D営業所から同社F営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社D営業所における33年9月の社会

保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は前述の人事記録以外の資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは30万円、同年10月から10年9月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から12年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については10年10月から11年3月までは28万円、同年4月は26万円、同年5月から12年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から12年8月1日まで
年金事務所の記録によると、A社における申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは30万円、同年10月から10年9月までは28万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡及して9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正処理は、2度の定時決定（平成8年10月1日及び9年10月1日）を超えて行われているほか、新たに平成8年4月1日の随時改定

が追加されているなど、不自然な処理が行われていることがうかがえる。

さらに、当該遡及訂正処理について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したことから、従業員の標準報酬月額を遡って本来よりも低い額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、8年4月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは30万円、同年10月から10年9月までは28万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

一方、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年8月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿（平成11年及び12年）における給与支給金額又は保険料控除額から、平成10年12月から11年3月までは28万円、同年4月は26万円、同年5月から12年7月までは28万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、平成10年10月1日から同年12月1日までの期間については、源泉徴収票及び源泉徴収簿等の提出が無く、給与支給額及び保険料控除額を確認できないが、当該期間の直前である同年9月の上記遡及訂正前の標準報酬月額は28万円であり、さらに、当該期間の直後である11年1月の標準報酬月額は、A社提出の「平成11年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」においても28万円となることから、当該期間についても、28万円の標準報酬月額に見合う額の給与が支給され、かつ、28万円の標準報酬月額に見合う額の保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については28万円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届において、本来届け出るべき報酬月額を意図的に引き下げて届け出ていたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時に給与が減額されたことはなく、また、保険料も減額されることなく控除されていたので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 57 年 4 月の随時改定(以下「57年随時改定」という。)により、36万円から16万円に減額訂正され、申立人が資格を喪失する62年1月31日まで16万円のままとされていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、上記資格喪失後に雇用保険の基本手当を受給していることが確認できるところ、申立人の離職時賃金日額は1万3,647円であることから、当該金額を基に1か月当たりの報酬月額を試算すると、その額は約41万円であったものと考えられる。

また、昭和 60 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員について、同人から提出された申立期間の一部である同年 2 月分に係る給与明細書を見ると、給与支給額は 27 万 4, 485 円(これに基づく標準報酬月額は 28 万円)と記載されており、厚生年金保険料控除額は、同人のオンライン記録における標準報酬月額(16万円)ではなく、28万円の標準報酬月額に見合う額となっている。

さらに、申立人は、「申立期間に仕事内容及び給与額に変動はなかった。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和57年4月時点で被保険者資格が確認できる29人のうち、「57年随時改定」により減額訂正されていることが確認できる24人(申立人を除く。)に照会し9人から回答を得たが、そのうち4人(4人全員が、「57年随時改定」により標準報酬月額が半額以下に減額訂正されている。)も、「申立期間当時の給与支給額が減額されたことはなく、社会保険料控除額も同額であった。仮に、控除されている保険料が半額になっていたならば、そのことを覚えているはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、雇用保険の加入記録、元従業員の給与明細書で確認できる保険料控除の状況及び元従業員の陳述から、A社の元従業員は、「57年随時改定」後も改定前と変わらぬ額の報酬の支払を受け、改定前と変わらぬ額の厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

したがって、申立人は、申立期間において、「57年随時改定」前の標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和62年に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、オンライン記録における標準報酬月額と上記により認められる標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和28年6月1日、資格喪失日は29年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和28年6月から同年10月までは4,000円、同年11月及び同年12月は5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年6月1日から29年1月1日まで

私は、昭和28年4月1日から同年12月末日まで、A社に勤務していた。年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、「A社に係る資料は、資格喪失日が記載されていない厚生年金保険被保険者台帳しかなく、被保険者期間については年金記録確認第三者委員会での判断を求める必要がある。」旨の回答を受けた。

私は、昭和28年12月末頃、A社より同月分の給与をもらって退職した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容等を具体的かつ詳細に陳述しているところ、複数の同僚からも、申立人と符合する内容の陳述が得られたことから判断すると、申立人は、同社で勤務していたものと認められる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立事業所であるA社における資格取得日は、昭和28年6月1日と記載されているものの、資格喪失日は記載されておらず、当該被保険者記録は申立人の基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人の別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る当該被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和29年2月1日から同年3月30日までの期

間は、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人自身も、A社を退職してから約1か月後にB社に入社し、当該期間は上記の記録どおり同事業所で勤務していたと陳述している。

さらに、申立人は、「A社を退職した昭和28年12月末頃は、上司が交代した時期であった。」と具体的に陳述しているところ、複数の同僚からも同趣旨の陳述が得られたことなどを踏まえると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和28年6月1日から29年1月1日までの期間であったものとするのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和28年6月1日、喪失日は29年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記旧台帳の記録から、昭和28年6月から同年10月までは4,000円、同年11月及び同年12月は5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月15日、18年7月20日、同年12月15日、19年7月20日、同年12月15日、20年7月20日及び同年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、17年12月15日は34万8,000円、18年7月20日は58万6,000円、同年12月15日は62万円、19年7月20日、同年12月15日及び20年7月20日は65万円、同年12月15日は70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月20日
⑤ 平成19年12月15日
⑥ 平成20年7月20日
⑦ 平成20年12月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社が保管する賞与明細書等によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書等により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の賞与明細書、諸給与支払内訳明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成17年12月15日は34万8,000円、18年7月20日は58万6,000円、同年12月15日は62万円、19年7月20日、同年12月15日及び20年7月20日は65万円、同年12月15日は70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月15日、18年7月20日、同年12月15日、19年7月20日、同年12月15日、20年7月20日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月20日、同年12月15日、19年7月20日、同年12月15日、20年7月20日及び同年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年7月20日は29万3,000円、同年12月15日は40万円、19年7月20日は35万円、同年12月15日は40万円、20年7月20日は34万2,000円、同年12月15日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月20日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月15日
⑤ 平成20年7月20日
⑥ 平成20年12月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社が保管する賞与明細書等によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書等により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われ

るのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の賞与明細書、諸給与支払内訳明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成18年7月20日は29万3,000円、同年12月15日は40万円、19年7月20日は35万円、同年12月15日は40万円、20年7月20日は34万2,000円、同年12月15日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月20日、同年12月15日、19年7月20日、同年12月15日、20年7月20日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社が保管する賞与明細書等によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書等により、申立人は、平成20年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額(25万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月15日、18年7月20日、同年12月15日、19年7月20日、同年12月15日、20年7月20日及び同年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、17年12月15日は29万3,000円、18年7月20日は24万4,000円、同年12月15日は30万円、19年7月20日は25万円、同年12月15日は30万円、20年7月20日は24万5,000円、同年12月15日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月20日
⑤ 平成19年12月15日
⑥ 平成20年7月20日
⑦ 平成20年12月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社が保管する賞与明細書等によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書等により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の賞与明細書、諸給与支払内訳明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成17年12月15日は29万3,000円、18年7月20日は24万4,000円、同年12月15日は30万円、19年7月20日は25万円、同年12月15日は30万円、20年7月20日は24万5,000円、同年12月15日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月15日、18年7月20日、同年12月15日、19年7月20日、同年12月15日、20年7月20日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月1日から55年5月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を54年9月1日に、資格喪失日に係る記録を55年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から56年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和54年9月に上京後、公共職業安定所の紹介で入社し、同社の寮に住み込みの正社員として勤務した。職場の先輩の氏名を記憶している。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の親族二人(いずれもA社の元従業員)は、「申立人が住み込みで働いていたことを覚えている。住み込みの勤務は正社員だけなので、申立人は正社員だと思う。会社にはアルバイトもあり、アルバイトは厚生年金保険に入れないが、正社員は必ず厚生年金保険に入れていたと思う。また、申立人が先輩とする者は、申立人と入退社とも同じ頃だった。」旨陳述している。

また、戸籍の附票の記録から、申立人は、昭和55年5月20日にB市に転居していることが確認できるところ、申立人は、「A社を辞めて別の事業所に転職する際に、同社の寮を出てB市に転居した。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同僚とする3人(うち2人は、前述の元事業主の親族の陳述から、申立人と同様に住み込みの勤務とみられる。)は、いずれも同社において厚生年金保険の

被保険者となっていることが確認できる上、同名簿では、最短4日の者をはじめとして、短期間の被保険者記録が多数確認できることから、同社においては勤務期間が短くても厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月1日から55年5月20日までA社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の陳述及びA社において、申立期間当時に資格を取得している元従業員の記録から判断して、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料が残っていないため不明であるものの、同社に係る前述の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年9月から55年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年5月20日から56年5月31日までの期間については、前述のとおり、申立人は、55年5月20日にA社と別の事業所に転職するために、B市に転居したとしており、申立人は、当該期間にA社で勤務していなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「A社の次の勤務先では、2年弱勤務した記憶がある。また、入社してすぐには厚生年金保険に加入しなかったのかもしれない。」としているところ、オンライン記録では当該事業所における資格取得日は昭和56年6月1日、資格喪失日は57年3月30日となっており、申立人の陳述と符合する。

このほか、申立人の当該期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月8日から同年9月14日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月8日に、資格喪失日に係る記録を同年9月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年2月及び同年3月は1万2,000円、同年4月から同年8月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月8日から37年11月頃まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社所有のB船に乗った申立期間に係る加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回は、私と同僚が写っている申立期間当時の写真を提出する。また、私のB船への乗組みを仲介してくれた者と、私が乗船期間中に海外で入手した土産を贈った者の氏名を挙げるので、その者らに話を聞き、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社所有のB船における乗組みが確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、今回の申立てを受けて、申立人が、自身にB船での仕事を仲介したとする者及び乗船期間中に海外で入手した土産を贈ったとする者に事情照会したところ、そのうち前者は、「私は当時、C社の船員であったので、知人の弟であった申立人を同社に紹介したが、同社には申立人が乗船できる船舶が無

かったため、申立人はA社の船舶に乗船することとなったと思う。」と陳述しており、後者は、「私は昭和36年3月に結婚し、37年12月に転居した。正確な時期は覚えていないが、結婚してから転居するまでの間に、申立人から一般では入手できない外国製の土産をもらったことは間違いない。」と陳述している。

また、今回、新たに、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者のうち37人を抽出し、所在の判明した23人に照会し17人から回答を得たところ、このうちの1人は、「船員手帳により、私は昭和36年2月9日にD港においてB船を一旦下船したことが確認できるが、その際、申立人は、私と交代で乗船したと思う。」と陳述しており、昭和36年2月8日にD港でB船に乗ったとする申立人の陳述と符合する。

さらに、前回申立ての際に照会したものの回答を得られなかった元同僚（A社における船員保険の被保険者期間は、昭和35年11月8日から36年8月20日まで）に対して、申立人が提出した写真を添付し改めて照会したところ、同人は、「私は、A社ではB船にしか乗っていないが、申立人と一緒に同船に乗っていたことは間違いない。申立人は、私よりも後に下船したと思う。」と陳述している。

加えて、申立人はE港においてB船を降りたとしているが、このことについて、前述の元船員及び他の元船員は、船員手帳によると昭和36年9月12日にF港において下船しているところ、いずれも、自身より後に申立人は同船を降りたとしており、そのうちの一人は「B船は、私が降りてすぐにG港に向けて出航したが、G港へは1日程度で到着したと思う。G港とE港は近かったので、当時、G港で下船したのにE港で下船したと思っている者が多かった。」と陳述している。

一方、船員手帳により昭和36年9月10日から37年3月3日までB船に乗っていたことが確認できる元船員は、「私は、B船において事務員であり、乗組員名簿の管理及び乗組員全員の給与計算をしていたから、船員の名前は大体分かるはずだが、申立人の氏名には記憶がない。申立人は、私とは一緒に乗船していなかったと思う。」と陳述している。

以上のことから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和36年2月8日から同年9月13日までの期間について、A社所有のB船に乗船していたことが推認できる。

また、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した元船員保険担当者3人に事情照会したところ、いずれも「申立期間当時、A社には船員保険に未加入の船員はいなかった。」と陳述している上、同社の元船員34人に照会し回答の有った24人のうち13人が「船員保険に未加入の船員はいなかった」としている一方、船員保険に未加入の船員がいたとする者はいない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に船員保険被保険者資格を取得している者のうち、各人が所持する船員手帳等により、同社における最初の乗船日が確認できる3人について、資格取得日と乗船日を比較したところ、いずれも、乗船日より数日ないし20日程度前に資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月8日から同年9月14日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間における標準報酬月額の記録から、昭和36年2月及び同年3月は1万2,000円、同年4月から同年8月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和63年に解散しているため事業主から回答を得られないものの、申立期間の船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年2月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年9月14日から37年11月頃までの期間については、上記のとおりA社が63年に解散しているため、事業所から、申立人の当該期間に係る在籍及び船員保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年8月25日は7万円、同年12月24日及び17年8月31日は9万円、同年12月27日は9万5,000円、18年8月25日は12万円、同年12月25日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日
② 平成16年12月24日
③ 平成17年8月31日
④ 平成17年12月27日
⑤ 平成18年8月25日
⑥ 平成18年12月25日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与についての記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

保険料控除を確認できる申立期間の賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を年金給付に反映されるものにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、平成16年8月25日は7万円、同年12月24日及び17年8月31日は9万円、同年12月27日は9万5,000円、18年8月25日は12万円、同年12月25日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年8月25日、同年12月24日、17年8月31日、同年12月27日、18年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社を平成10年1月31日に退職した。しかし、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、退職日と同日の同年1月31日と記録されている。調査の上、同社における被保険者資格の喪失日を、退職日の翌日である同年2月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社に平成10年1月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の関連資料は既に廃棄しているため、詳細は不明であるが、申立人の雇用保険の離職日が平成10年1月31日と記録されているのならば、同年1月の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた可能性が考えられる。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を平成10年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録す

ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A社から平成18年12月7日に賞与が支給され、同社保管の賞与明細一覧表では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の賞与明細一覧表により、申立人は、平成18年12月7日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額35万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年6月21日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月7日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A社から平成18年12月7日に賞与が支給され、同社保管の賞与明細一覧表では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の賞与明細一覧表により、申立人は、平成18年12月7日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額11万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年6月21日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月7日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所（厚生年金保険の適用事業所名は、C社B営業所）における資格喪失日は昭和29年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月28日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和21年8月4日から平成元年5月11日まで、継続して勤務しており、申立期間は同社B営業所から同社D営業所に異動した時期であって、保険料を控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る労働者名簿から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和29年10月1日にA社B営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社B営業所における資格取得日は昭和21年8月10日、資格喪失日は29年9月28日と記録されているところ、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は見当たらない。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日及び標準報酬月額の変遷は記録されているものの、資格喪失日が記録されていない。

さらに、日本年金機構E事務センターは、オンライン記録で確認できる申立

人のA社B営業所における資格喪失日を、昭和29年9月28日に特定した経過及び根拠について、「申立人のA社に係る当該被保険者名簿において、資格喪失日は確認できず、ほかに資格喪失日を特定できる厚生年金保険被保険者台帳等は見当たらないことから、オンライン化に伴い、申立人の同社に係る資格喪失日が昭和29年9月28日と特定した事情は不明である。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人のA社B営業所における記録管理が適正に行われていなかったものと認められることから、申立人の同社B営業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和29年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和29年8月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、A社C営業所）における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月30日から47年1月4日まで

夫は、昭和25年3月27日から61年6月30日までA社に継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を夫の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社C営業所提出の申立人に係る在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和47年1月1日にA社B営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和46年11月及び同社D営業所における47年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月20日は30万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

年金事務所の記録では、A社から平成19年12月20日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書及び事業所提出の賃金台帳から、申立人は、平成19年12月20日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書及び賃金台帳において確認できる賞与額並びに保険料控除額から、平成19年12月20日は30万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、担当の社会保険労務士を通じて、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は15万円、19年12月20日は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成19年12月20日

年金事務所の記録では、A社から支給された平成16年8月10日及び19年12月20日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる16年分の所得税の確定申告書控え及び19年12月分賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成16年分の所得税の確定申告書控え、19年12月分賞与支給明細書及び事業所提出の賃金台帳から、申立人は、16年8月10日及び19年12月20日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書及び賃金台帳において確認できる賞与額並びに保険料控除額から、平成16年8月10日は15万円、19年12月20日は80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、担当の社会保険労務士を通じて、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月7日から27年10月9日まで
② 昭和28年10月10日から36年12月21日まで
年金事務所の記録では、私がA社B営業所及びC社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、申立期間②に係る事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から、約1年5か月後の昭和38年4月23日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は旧姓となっていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年3月*日に婚姻し、改姓しており、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、婚姻日から約1年2か月後であることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、オンライン記録における申立期間に係る脱退手当金の支給額は、法定支給額と169円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年8月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、28万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成12年10月1日から同年11月29日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の平成12年10月1日から同年11月29日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から12年11月29日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年8月1日から12年10月1日までの期間について、A社での申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、28万円と記録されていたところ、同年3月8日付けで、10年8月1日に遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社の役員2人及び一般従業員13人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成12年3月8日付けで、10年8月1日に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票から、申立期間当時の同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の役員ではなかったこと

が確認できる上、前述の13人のうちの1人は、「申立人は、B業務担当であった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成12年3月8日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理は、事実即ちしたものとは考え難く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月1日から同年11月29日までの期間について、前述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成12年10月1日）において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、オンライン記録から、前述の標準報酬月額に係る遡及訂正が行われた申立人を含む16人は、当該遡及訂正処理日以降の最初の定時決定（平成12年10月1日）において、前述の遡及訂正後の標準報酬月額と同じ額の標準報酬月額が記録されているところ、当該16人のうちの1人が所持する給与明細書において確認できる平成12年10月の厚生年金保険料控除額は、前述の遡及訂正前における申立期間直前の同年9月の標準報酬月額に相当する額であることが確認できることから、申立人に係る同年10月の保険料控除額についても、当該遡及訂正前の標準報酬月額28万円に相当する額であったことが推認できる。

また、申立人の雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額の記録（9,095円）から、A社における申立人の離職前6か月の平均給与月額が27万2,850円であり、当該給与月額は、前述の遡及訂正前における申立期間直前の平成12年9月の標準報酬月額28万円に相当する額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年10月1日から同年11月29日までの期間について、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年4月1日に適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したものの、回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年6月から19年2月までは30万円、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月から20年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から20年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かったので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年3月から20年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書又は事業主提出の総勘定元帳において確認（平成19年4月及び同年5月は、その前後の同年3月及び同年6月の給料支払明細書において確認できる報酬月額並びに保険料控除額により推認）できる報酬月額及び保険料控除額から、15年3月から19年2月までは30万円、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月から20年3月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年6月から15年2月までの期間の標準報酬

月額については、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給料支払明細書等の資料は無いものの、申立人提出の預金通帳及び金融機関発行の取引明細表において確認できる当該期間の給与振込額並びに前述の総勘定元帳において確認できる当該期間直後の同年3月の給与振込額の比較により推認できる報酬月額及び保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を20万円と届け出たとしていることから、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年4月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者資格の取得時の同年4月には、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人に支払われていたと認められる上、同年9月1日から22年9月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月1日から22年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間は、本件申立日において保険料の徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、

13万4,000円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成21年4月1日から同年9月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳によると、厚生年金保険被保険者資格の取得時の同年4月には、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所は、被保険者資格の取得時の標準報酬月額の決定方法について、「後日、事業主が届け出た被保険者資格の取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合には、労働契約及び賃金台帳等において確認できる固定的賃金等の具体的内容を検証し、報酬月額の見込額に誤りがあったと判断すれば、取得時の標準報酬月額を訂正する。」旨回答している。

さらに、申立期間のうち、平成21年9月1日から22年9月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の設定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年11月1日から22年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間は、本件申立日において保険料の徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されているが、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳から、標準報酬月額の設定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月1日から22年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間は、本件申立日において保険料の徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されているが、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳から、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月1日から22年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間は、本件申立日において保険料の徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されているが、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳から、標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果《標準賞与額（訂正後）》（別添①一覧表参照）とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の《標準賞与額（訂正前）》（別添①一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（《標準賞与額（訂正後）》（別添①一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《標準賞与額（訂正後）》（別添①一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年12月22日

申立期間に支給された標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額より低額となっている。

A社は年金事務所に訂正の届出を行ったが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録となっているので、訂正後の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（《標準賞与額（訂正後）》（別添①一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年3月9日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額 (訂正前)	標準賞与額 (訂正後)
12608	男		昭和31年生		53万6,000円	70万円
12609	女		昭和49年生		17万1,000円	20万円
12610	女		昭和47年生		41万1,000円	50万円
12611	女		昭和38年生		41万7,000円	50万円
12612	女		昭和36年生		40万円	50万円
12613	女		昭和43年生		41万7,000円	50万円
12614	女		昭和52年生		21万4,000円	25万円
12615	男		昭和40年生		16万8,000円	20万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、《標準賞与額》(別添②一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる賃金台帳を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、《標準賞与額》(別添②一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
12616	女		昭和32年生		52万7,000円
12617	女		昭和50年生		47万9,000円
12618	女		昭和42年生		57万5,000円
12619	男		昭和43年生		47万9,000円
12620	女		昭和54年生		51万7,000円
12621	女		昭和48年生		52万7,000円
12622	女		昭和48年生		24万円
12623	女		昭和46年生		28万8,000円
12624	女		昭和53年生		19万2,000円
12625	女		昭和50年生		28万8,000円
12626	女		昭和54年生		14万4,000円
12627	男		昭和42年生		19万2,000円
12628	女		昭和58年生		19万2,000円
12629	男		昭和49年生		4万8,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から52年3月まで

私は、中学校を卒業した15歳から結婚する27歳頃まで、A市において、遠い親戚が経営する店に住み込みで働いていた。

姉は既にその店で働いており、当時の経営者が、同様に住み込みで働いていた姉とその同僚の国民年金保険料を、市役所の集金人に納付してくれていたため、私の20歳から結婚するまでの保険料を、一緒に納付しないことなど考えられない。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時住み込みで働いていた店の経営者が、申立期間の国民年金保険料を、申立人の姉及びその同僚と一緒に市役所の集金人に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後のB市において、昭和53年7月に申立人の夫と連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の夫と一緒に加入手続が行われたものと推定され、44年*月まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録等により確認できる。この場合、申立期間は、当該加入手続が行われるまで国民年金の未加入期間であり、当時の経営者が、申立人の国民年金保険料を結婚前のA市において、集金人に納付することはできないものと考えられる。

また、当時の経営者が、申立人と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の姉及びその同僚についてみると、昭和41年6月に国民年金手帳記号番号が職権により払い出されており、ともに翌年の42年1月から保

険料の納付が開始されていることから、当時の経営者が、申立内容のとおり、申立人の申立期間の保険料を、申立人の姉及びその同僚と一緒に集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地であるA市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して有効な別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も住み込みで働いていたときに、自身の国民年金手帳を見たことはないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、当時の経営者に改めて事情を聴取したところ、それぞれの加入手続に関してはよく覚えていないが、経営者夫婦の保険料を集金人に納付していたので、家族同然に扱っていた従業員の保険料について、申立人だけ納付しないことなど考えられないと陳述しているが、経営者の妻は、申立期間途中の昭和45年10月になって国民年金手帳記号番号が払い出されており、42年3月から申立期間の一部の期間を含む45年3月までの約3年間は、保険料が未納となっている。

加えて、申立期間は7年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、当時の経営者が、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から61年3月まで

私は、会社を退職後の昭和57年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は毎月送付されてくる納付書で、すぐに最寄りの金融機関の窓口で納付していた。

平成12年頃に電話で社会保険事務所(当時)に自身の年金記録について確認した際、男性職員から「確かに24年間納付した記録がある。」との回答があり、未納期間があることは指摘されなかったため、私は国民年金保険料を全て納付しているものと認識していた。

それなのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

会社を退職後における国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続きの時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和61年4月頃に初めて加入手続きが行われたものと推定され、申立人が、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した57年3月1日まで遡って、強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録等により確認できる上、その記録は、申立人の年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続きが行われた時点において、申立期間のうち、大半の期間は制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、時効成立前の納付が可能な期間については、加入手続き前の期間であり、国民年金保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、

毎月送付されてくる納付書で遅滞なく保険料を納付していたと主張し、保険料を遡って納付したり、まとめて納付した記憶はないと陳述している。

さらに、B市によると、国民年金保険料について毎月納付が可能となったのは、申立期間直後の昭和61年4月以降であると回答しているほか、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の保険料を遅滞なく納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は4年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から54年2月まで

私が28歳の頃の昭和54年前後だったと思うが、高校卒業以来続けていた家業の手伝いをやめるとき、親から、それまで納付していなかった全ての国民年金保険料として、50万円ないし60万円程度のお金を受け取ったので、申立期間に係る保険料を市役所で遡って一括納付した。

このことはきちんと記録されているものと思っていたが、平成13年に社会保険事務所（当時）で年金記録の調査を依頼したところ、申立期間が未納とされていることを知らされ、非常に驚いた。一度は諦めたが、その後、年金記録問題が世間をにぎわわすようになってから、再び申立期間のことが気にかかり、再調査をしてもらおうという気になった。申立期間については一括納付したことを確信しているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年頃、家業の手伝いをやめる際に、その親からそれまで納付していなかった全ての国民年金保険料として、50万円ないし60万円程度のお金を受け取ったので、申立期間に係る保険料を市役所で遡って一括納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は59年12月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金への加入手続は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、同年11月頃に行われたものと推認される。この場合、54年頃に申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の主張と一致しない上、この加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間となる。

また、国民年金保険料の納付の時効が完成した期間の未納保険料を、特例的に納付できる特例納付制度は、昭和 55 年 6 月末を最後に、これ以降実施されておらず、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間に係る保険料を遡って一括納付することは制度上できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、加入手続について、その時期、場所及び自身で手続を行ったのか否かについて記憶していないとしており、加入手続の状況が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、学生の頃から国民年金に加入し、国民年金保険料は自宅に届く納付書を用いて、私の両親が納付してくれた。また、私が就職して以降、何度か厚生年金保険又は共済年金から国民年金に切り替えることがあったが、その都度、納付書が届くので、それに応じて両親が保険料を納付してくれた。

年金記録を確認すると、申立期間は未納と分かったが、申立期間と同じような厚生年金保険被保険者期間に挟まれた平成10年3月の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間も納付書が送付されていれば、それに応じて両親が納付してくれたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格の得喪について、A市によると、平成8年5月1日付け資格を取得（平成19年12月に共済年金の加入記録が統合され、9年3月31日付け資格取得に訂正）及び9年4月1日付け資格の喪失に係る事務処理が11年4月7日に行われているとしている。この場合、この事務処理日まで、申立期間は未加入期間となることから、申立期間当時、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、自宅に納付書が届いたとする主張とは一致しない。

また、申立期間は、平成11年4月末日までに過年度納付することは可能な期間であるが、当時、A市は過年度保険料の収納を行う国庫金納付書は送付しないとしている。さらに、社会保険事務所（当時）における申立期間に係る資格の得喪の事務処理は、同年5月に行われていることがオンライン記録から確認でき、この時点において、10年3月の国民年金保険料は、過年度納付が可能であったが、申立期間の保険料は、時効の成立により制度上納付できないため、社会保険事務所においても国庫金納付書が発行されることはない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成5年3月まで

平成元年5月頃に私が店を開業して間もなく、店の経営のこと、及び確定申告等で時々相談していた税理士から、国民年金保険料を納付しないと万一病気などで障害が残った場合に、障害年金を受給できないと教えられ、それまでは保険料を納付していなかったが、今後は納付しようという思いを強くした。それ以降、A市B区役所の窓口で、1か月ごと又は2か月ないし3か月ごとに保険料を納付していた。11年まで保管していた領収証書は転居時に処分してしまったが、障害年金のことを強く意識していたことから、保険料を納付していたことは確かだと思うので、申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成元年5月頃に店を開業して間もなく、国民年金保険料の納付を開始したとしているが、申立人は、昭和63年1月の厚生年金保険被保険者資格の喪失以後における国民年金への切替手続及び当該手続を行った場合に、送付される納付書についての記憶が曖昧である上、申立期間のうち、飲食店の開業より前の期間については、保険料を遡及して納付する必要があるものの、保険料を遡及納付したことはないとしており、申立期間に係る国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、店を開業した以降の申立期間については、途中で実家が所在するA市C区へ住民票を異動させたものの、実際には当該期間を通じてB区に居住していたので、同区役所で保険料を納付していたとしているが、申立人の戸籍の附票によると、申立人の住所は平成2年5月27日付けで、同区からC区へ異動していることが確認できるところ、A市によると、原則として、同

市内の他の区に住民票を異動させた後は、実態上、異動前の区に引き続き居住している場合であっても、異動前の区役所では保険料を収納していなかったと考えられるとしており、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間は63か月に及び、これほどの期間にわたって、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から50年3月まで

私は、昭和51年2月の婚姻を契機に、妻と一緒にA市役所で国民年金の加入手続をした。その際、同市役所の国民年金の係の人から、昭和43年2月まで遡って国民年金保険料を納付できることを教えてもらった。当時は、保険料も安く、夫婦二人分をまとめて支払うことができたので、市役所の窓口で申立期間の保険料を現金で一括納付した。

今となっては、領収証書も無く金額の記憶もないが、申立期間について、夫婦で納付したことは間違いないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金への新規加入届日は、いずれも昭和51年2月3日と記載されていることが確認できることから、申立人及びその妻は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、この場合、申立期間の大半は時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は昭和43年2月まで遡って国民年金保険料を市役所の窓口で納付したとしているが、上記加入時点では、過去の未納期間を全て納付できる特例納付は実施されていない上、A市は、国民年金担当窓口では過年度の保険料収納を行っていないとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が提出した昭和51年分の確定申告書控えには同年1月から

同年 12 月までの国民年金保険料合計額のみが記載されており、申立期間の保険料納付をうかがうことができなかった。

そのほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について覚えていないなど、納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年3月まで

私は、昭和51年2月の婚姻を契機に、夫と一緒にA市役所で国民年金の加入手続をした。その際、同市役所の国民年金の係の人から、昭和45年6月まで遡って国民年金保険料を納付できることを教えてもらった。当時は、保険料も安く、夫婦二人分をまとめて支払うことができたので、市役所の窓口で申立期間の保険料を現金で一括納付した。

今となっては、領収証書も無く金額の記憶もないが、申立期間について、夫婦で納付したことは間違いないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金への新規加入届日は、いずれも昭和51年2月3日と記載されていることが確認できることから、申立人及びその夫は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、この場合、申立期間の大半は時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は昭和45年6月まで遡って国民年金保険料を市役所の窓口で納付したとしているが、上記加入時点では、過去の未納期間を全て納付できる特例納付は実施されていない上、A市は、国民年金担当窓口では過年度の保険料収納を行っていないとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が提出した昭和51年分の確定申告書控えには同年1月から

同年 12 月までの国民年金保険料合計額のみが記載されており、申立期間の保険料納付をうかがうことができなかった。

そのほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について覚えていないなど納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで

昭和37年頃、A市からB市C区に転居して間もなく、近所の世話役の方が自宅を訪れ、国民年金の説明をしてくれたので、その場で夫婦二人の加入手続きをお願いした。

申立期間の国民年金保険料については、その世話役の方が3か月に1度、自宅に集金に来たので、夫婦二人分を一緒に納めていたはずである。集金人が持参した三つ折りの台紙に、領収印を押していたような記憶がある。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区（現在は、B市D区）において、昭和39年1月8日に、夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、その2年前の昭和37年頃に加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を開始したとしている一方、申立期間を39年1月からとしている理由について、「保険料を25年間納付すると年金受給権が発生するという知識があり、納付開始時期から25年を経過した時点で、それ以降の保険料納付の必要について、社会保険事務所（当時）に問い合わせたことがある。その問い合わせた時期が確か平成元年頃だったと思うので、その時点から25年間遡ると昭和39年1月になる。」とするなど、陳述の不自然さは否めない。

また、申立人及び申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫について、夫婦のオンライン記録及び申立期間後の夫婦の住所地であるE市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、二人共に申立期間直後の昭和40年4

月以降についての納付記録はあるものの、申立期間については未納と記録されている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年8月まで

私は、昭和44年9月に会社を退職してすぐにA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

周期ははっきりしないが、翌月から定期的に事務服を着た女性集金人が自宅を訪れ、私が国民年金保険料を納付すると、国民年金手帳に日付印の入ったシールを貼ってくれたことを覚えている。

昭和49年にB市に転居した後、私が同市役所に赤又は緑色の国民年金手帳を持参し、住所変更手続を行ったところ、その年金手帳は回収され、新しい年金手帳を手渡されたことも覚えている。

新しい年金手帳の昭和49年度欄を見ると、昭和49年4月から同年8月までの期間に、「納付不要」の押印があり、この押印は、回収された年金手帳に国民年金保険料の納付済みのシールが貼ってあったからだと思う。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされず、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に会社を退職した直後に、A市において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、自宅を訪れる集金人に納付したとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、転居先のB市において、昭和49年9月25日を国民年金任意加入被保険者の資格取得日として、同年10月に払い出されていることが確認でき、申立ての加入時期及び加入場所とは符合しない。

また、B市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持す

る国民年金手帳を見ても、国民年金任意加入被保険者の資格取得日は昭和49年9月25日とされており、特殊台帳の記録と符合し、また、同年同月の国民年金保険料を同日に納付していることが確認できる。

さらに、申立人に係る住民票及び戸籍の附票を見ると、申立人は、昭和49年4月20日にB市に転居したことが確認できる。

これらのことから、申立人は、B市に転居した後の昭和49年9月25日に同市役所に出向き、初めて国民年金の任意加入手続を行い、その日に同年同月の国民年金保険料を納付したものと推認でき、それより前の期間については、国民年金の任意未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、自身が所持する国民年金手帳の昭和49年4月から同年8月までの期間に、「納付不要」の押印があり、このことが回収された年金手帳において、当該期間の国民年金保険料の納付済みを示すシールが貼付してあったことを示す証拠であると主張している。

しかし、この点について、B市では、「納付不要」の記載は、配偶者が厚生年金保険に加入している被保険者が、国民年金に任意加入した場合、その月より前の期間に対して押印することにより、国民年金保険料を納付することができない期間であることを示すものであると回答している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月及び同年6月

私は、結婚した昭和54年頃に、夫婦の厚生年金保険の記録を整理するために、社会保険事務所(当時)に行った。その時に、過去の国民年金保険料の未納期間を指摘されたので、特例納付を行った。その際に、社会保険事務所の職員から、全て完了しましたと言われて安心していた。

しかし、平成18年に年金の受取額を調べてもらった時に、昭和50年3月の国民年金保険料が重複納付していたとのことで、1か月分の保険料4,000円が還付されてびっくりした。その後、ねんきん特別便が送付されてきた時に、初めて申立期間が未納とされていることを知った。

私は、昭和54年の特例納付の際に、社会保険事務所の職員から、これで過去の未納保険料の納付は全て完了しましたと言われたので、それを信用して、その後の国民年金保険料を納付してきたのに、いまさら、申立期間の保険料が未納だと言われても納付できないので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び申立人が所持する領収証書を見ると、申立人は、第3回特例納付実施期間中の昭和54年12月18日に、45年10月から46年3月までの期間及び50年2月から同年4月までの期間の、合わせて9か月分の国民年金保険料を特例納付したことが確認できる。

しかし、申立人に係る特殊台帳の国民年金被保険者資格の得喪記録を見ると、昭和50年5月21日に資格を喪失し、54年7月20日に再度資格を取得していることが確認できる上、その記録は、申立人が所持している年金手帳に記載の資格の得喪記録とも一致している。

また、オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金被保険者資格については、平成18年3月31日及び同年4月27日に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格に応じて訂正され、その結果、昭和50年3月の国民年金保険料は、同年同月が厚生年金保険被保険者期間であるとして還付されるとともに、申立期間である同年5月及び同年6月が初めて国民年金被保険者期間とされたことが確認できる。

したがって、この訂正処理より前においては、申立期間は記録上、国民年金の未加入期間であり、特例納付当時、行政側及び申立人が、当該期間について、国民年金被保険者期間として把握できなかったため、申立人は、当該期間の国民年金保険料を他の期間の保険料と同様に特例納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当該期間について、国民年金被保険者期間として種別変更手続を行い、当該期間の保険料について特例納付を行う必要があるものの、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳からは、種別変更が行われたことをうかがわせる記載は確認できない上、申立人は、昭和54年頃に特例納付を行った際に、社会保険事務所の職員からこれで全て完了しましたと言われたので、後日、申立期間の保険料を、別途遡って納付した覚えはないと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 7 日から 36 年 6 月 12 日まで
② 昭和 36 年 6 月 17 日から 37 年 12 月 21 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 12 日から同年 3 月 30 日まで
④ 昭和 38 年 6 月 5 日から 40 年 10 月 12 日まで
⑤ 昭和 40 年 11 月 9 日から 41 年 3 月 1 日まで
⑥ 昭和 41 年 3 月 2 日から同年 8 月 2 日まで
⑦ 昭和 41 年 9 月 21 日から 42 年 3 月 26 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社、C社、D社、E社及びF社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、住所欄には支給決定当時の申立人の住所地が記載されている上、当該住所地近くにある金融機関に対し、昭和 42 年 9 月 12 日付けで小切手を振り出した記録が確認できる。

また、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、昭和 42 年 8 月 8 日に、当該期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の重複整理及び氏名変更等の手続が取られたことが記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年 9 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて重複整理及び氏名変更等が行われたと考えるのが自

然である。

さらに、申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月半後の昭和42年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、前述の脱退手当金裁定請求書には未請求の期間に係る事業所名が記載されておらず、また、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月1日から44年6月10日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月10日から46年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から44年6月10日まで
② 昭和44年6月10日から46年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間のうち、申立期間①が脱退手当金支給済みとなっている上、当該事業所に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、申立期間①に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していない。

また、申立期間②については、A社では空白期間も無く昭和41年から63年まで継続して勤務しており、年金事務所の記録では、当該事業所で被保険者資格を再取得した際の私の名字が結婚前であるにもかかわらず、結婚後の名字になっており納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間①に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和44年12月2日に支給

決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間①とその後の厚生年金保険被保険者期間では別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、平成11年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も、既に死亡しているため、同事業所等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄（昭和41年4月1日取得分）には、申立人が資格の喪失に伴って健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）へ返納したことを示す「証返」の押印が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「A社で被保険者資格を再取得した際の私の名字が、結婚前であるにもかかわらず、結婚後の名字になっているのは、社会保険事務所のミスであり、納得できない。」と申し立てているが、前述のとおり、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同人から申立人に係る被保険者資格の取得届を、新姓で行ったかどうかについて確認することはできないが、事業主から旧姓により当該届が提出されたにもかかわらず、社会保険事務所が申立人の氏名を新姓で記録するとは考え難い上、社会保険事務所は、事業主からの届出がなければ、申立人が結婚して新姓になることを知り得るのは困難であることから、事業主が申立人の新姓による届出を行ったと考えるのが自然である。

大阪厚生年金 事案 12632 (事案 11168 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 7 日から 30 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B営業所には申立期間も継続して勤務していたので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、申立期間の一部について勤務は推認できるものの、保険料控除の状況を確認できない等として、記録の訂正は認められなかった。

前回の申立ての際、入社時はA社B営業所C課であったとしていたが、同社B営業所D課E係であったことを思い出した。また、入社当初の上司と同僚を思い出し、そのうち上司の連絡先も判明したので、同人らから申立期間当時の状況を確認してほしい。

さらに、入社当初は、体調が悪かったのでよく病院に通ったことから、1か月程度で健康保険被保険者資格を喪失したとする記録には、納得ができない。

再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間のうち、少なくとも昭和 29 年 11 月 1 日以降は、A社B営業所に勤務していたことが推認できるものの、i) 同社B営業所は、平成 18 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない、ii) 同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 29 年 6 月 7 日付けで被保険者資格を喪失した者は、申立人を含め 54 人が確認でき、

そのうち8人が申立人と同様に加入記録に空白期間が生じている等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、A社B営業所に入社した時はD課E係であり、入社当初の上司と同僚の氏名を思い出し、そのうち上司の連絡先も判明したとしている。

しかし、当該上司の陳述から、申立人が申立期間もA社B営業所に継続して勤務していたことはうかがえるものの、保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人は、新たに同僚を思い出したとしているが、申立人が思い出したのは同僚の名字のみであり、前述の被保険者名簿において、健康保険整理番号1番（資格取得日は、昭和26年1月1日）から1779番（資格取得日は、昭和32年5月10日）まで調査したが、該当する名字の者は見当たらない上、類似する名字の者一人に照会したが、回答は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間当時、通院していたとする病院は、「申立期間当時の資料は保存期間を経過したため破棄した。」としており、申立人の申立期間における健康保険被保険者証の状況等を確認することができない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12633 (事案 11168 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 1 日から 63 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した昭和55年5月から63年2月までの期間の加入記録が無いとの回答を受けた。当該期間は、同社で勤務していたと記憶していたことから、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、同社での勤務が確認できない等として、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間に、A社ではなく、B社で勤務していたことを思い出したので、再度調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社で勤務していたと申し立てていたが、申立期間の勤務が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立ての際の調査過程において、A社で勤務していたと記憶していた期間に、B社での雇用保険の加入記録が見つかったことを聞き、申立期間に同社に勤務していたことを思い出したと申し立てているところ、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役も、「B社は平成 20 年に破産し、貸金台帳等の資料は残っていない。」旨陳述しており、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

また、前述の元代表取締役は、「申立期間当時、従業員の入退社が激しかつ

たので、半年程度の試用期間を設定し、また、社会保険に加入させる際には、本人に手取額が少なくなることの下承を得た上で、資格取得の手続を行った。」と陳述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員6人の雇用保険の加入記録を調査したところ、うち5人の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日より約5か月ないし2年2か月前であることが確認できる。加えて、当該5人のうち1人が記憶する元従業員7人のうち2人は、前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できないところ、前述の元代表取締役は、「当該2人は、C業務従事者として15年以上勤務していたが、手取額が少なくなるのが嫌だとの理由で加入手続はしなかった。」と陳述している。

また、申立人は、「申立期間当時のB社の従業員数は、25人程度だった。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数は、14人から16人までで推移していることが確認できる。

これらのことから、B社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 17 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は平成 14 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主に照会するも回答が得られず、当該事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社に係るオンライン記録において、申立人が名字のみを記憶する元同僚の被保険者記録が確認できない上、申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員 19 人に照会し 4 人から回答を得たが、申立人のことを覚えている者はいない。

加えて、B市の記録により、申立人が、申立期間を含む平成 8 年 5 月 9 日から 17 年 2 月 18 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録において、被保険者の健康保険整理番号に欠番は無く、同記録に不自然な点も見られない。

なお、申立人は、申立期間の厚生年金保険料の控除を証明する資料として、給与明細一覧表を提出しているところ、i) 当該一覧表を作成した前述の事業主の実父は、「A社の資料は無いが、メモ等に基づき作成した。」と陳述しているが、同人は、A社に係るオンライン記録及び商業登記の記録において、そ

の氏名は確認できないこと、ii) 厚生年金保険及び健康保険の保険料控除額に過誤が多数見受けられること、iii) 同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も、保険料が継続して控除されていること等、当該一覧表は信ぴょう性が低いことから、当該一覧表をもって申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を判断することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から平成元年 11 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、B業務従事者として平成元年 11 月頃まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、平成元年 3 月 31 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録によると、同社は 20 年 2 月*日に破産していることが確認できるところ、同社の元代表取締役も賃金台帳等の資料は無いとしているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、前述の元代表取締役は、「申立人を入社から半年後ぐらいに社会保険に加入させたが、申立人から、『手取額が少なくなるので社会保険料を控除しないでほしい。』との申出があり、加入から 3 か月後ぐらいに社会保険を喪失させた記憶がある。」と陳述している。

さらに、申立人が、A社に同じB業務従事者として勤務していたと記憶する元同僚 7 人のうち 2 人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できないところ、前述の元代表取締役は、「1 人は 20 年程度、もう 1 人は 15 年程度C業務従事者として勤務していたが、2 人とも手取額が少なくなるのが嫌だとの理由で社会保険の加入手続はしなかった。」と陳述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従

業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から 18 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた保険料に相当する標準報酬月額より、低く記録されていることが分かった。
申立期間の給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた保険料に相当する標準報酬月額より低く記録されていると申し立てしているところ、申立人提出の給与支給明細書の厚生年金保険料額を見ると、申立期間について、標準報酬月額 38 万円に基づく保険料が控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されていたところ、平成 18 年 4 月 27 日付けで 17 年 10 月 1 日に遡り、30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の担当者は、「申立人の給与を減額した際に標準報酬月額変更届の提出が遅れ、遡及手続を行った。社会保険料を多く控除していたことから、申立人に返金するため説明を行い、現金で差額を返金した。」と陳述しているところ、申立人も、「社会保険料と聞いていないが、確かに5万円と幾らかの金額を受け取った。」と陳述している上、同社保管の平成 18 年 8 月 8 日付けの経理伝票を見ると、申立人に対し、社会保険料として 5 万 3,970 円が返金されていることが記録されており、返金額を検証したところ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と、申立期間の標準報酬月額を 38 万円とした場合の保険料額の差額を含んだ額であることが確認できる。

これらのことから、申立人提出の給与支給明細書から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料との差額保険料は、申立人へ返金されていることが確認でき、申立期間の保険料控除額は、遡及訂正後の標準報酬月額に基づく保険料控除額と考えられる。

このほか、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12637 (事案 5550 及び 9611 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月頃から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できず、申立ては認められない旨の通知を受けた。

また、当該委員会への再申立てにおいて、新たな資料として、B免許証の写しを提出し、入社時にはB免許を既に取得しており、見習いには当たらないこと、及び入社に際して、事業主及び上司に厚生年金保険に加入できることを確認したことを主張したが、再度認められない旨の通知を受けた。

今回、新たな資料は無いが、私は、昭和 56 年 3 月の入社当時に会社から渡された健康保険被保険者証を持って、病院に行った記憶がある。

また、私の親は厳格で、社会保険の無い事業所への就職は認めなかったし、30 年前は同僚でB免許を取得している者はほとんどおらず、有資格者を無資格者同様に「当初は見習であった。」とするのは、この業界ではありえない。

さらに、申立事業所側の主張及び他人の事情を知らない同僚の陳述などを信用して、本人である私の話及びB免許の価値を否定されるのは納得がいかないため、改めて審議の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の複数の同僚の陳述から、申立期間

における申立人の同社での在籍が推認できるものの、申立期間当時の事業主及び上司を含めた複数の同僚は、「A社では、新規採用者について、入社後は見習期間として、一定の試用期間を設けていた。この取扱いは、既にB免許を取得していた者及びB職の経験がある者でも同じであった。」旨陳述しており、このほかに申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月12日付け及び23年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でない旨の通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、「A社では、入社当初の昭和56年3月頃から厚生年金保険に加入し、給料から厚生年金保険料も控除されていたはずである。」という従来の主張を繰り返すのみで、記録の訂正につながる新たな資料の提出は無い。

なお、申立人は、今回、「申立期間中に病気になり、会社から渡された健康保険被保険者証を持って病院に行った記憶がある。」と申し立てているが、申立人からは、当時、通院していたとする医療機関名を明らかとする陳述は得られなかったため、該当の医療機関に事情照会することはできず、当該主張の事実を確認することができなかった。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険事案については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合」に記録訂正についてのおっせんを行うこととされている。

当委員会において、申立人が申立期間において保険料を給与から控除されていたか否かを判断する場合、まず、給与明細書及び賃金台帳等の客観的な資料を基に検証を行うこととしているが、本事案については、上述のとおり、申立人から新たな資料の提出は無く、当時の事業主からも、申立期間における保険料控除の状況が明らかとなる資料の提出は得られなかった。

また、本事案のように保険料控除の状況が明らかとなる資料の提出が得られなかった場合には、当時の事業主及び同僚等の関係者に事情照会を行うことにより、保険料控除に係る周辺事情等について調査することとしているが、これまでの事情照会に対して回答が得られた複数の同僚は、数回に及ぶ事情照会の中で、「当時、A社では、新たに入社した者について、資格及び経験の有無を問わず職場に適合するか、職場になじめるかどうか等を見極めるために、一律に3か月程度の試用期間を設けていた。」旨一貫して回答しているなど、申立期間において、保険料が給与から控除されていなかったことをうかがわせる事情が存在している。一方で申立人は、上述のとおり、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであると主張するのみであり、その事実を裏付ける資料の提出は無く、申立人が当時、給与から保険料を控除されていたと言えるまでの周辺事情等を見いだすことができない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を改めて調査したが、

申立期間当時、社会保険事務所の記録管理に不備があったことをうかがわせる事情等も見当たらない。

したがって、申立人からは給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 38 年 2 月 1 日まで

ねんきん特別便を見ると、A社（現在は、B社）での厚生年金保険の資格取得日が、昭和 38 年 2 月 1 日となっている。しかし、私は、37 年 6 月に同社に入社したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料は残っていないとしており、同社から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に被保険者資格を取得している者のうち、雇用保険の加入記録が確認できる者及び自身の入社日を記憶している者について、雇用保険の資格取得日又は入社したとする日から厚生年金保険の資格を取得するまでの期間を調査したところ、ほぼ同日となっている者がいる一方、6か月強となっている者もいることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票により、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ると、昭和 37 年 10 月 1 日に 8 人が資格を取得した後、4 か月後の 38 年 2 月 1 日には申立人を含む 6 人が資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、A社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、入社時期により、資格取得までの期間が長くなる場合があったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

高校を卒業後、A社の関連会社でB市にあるC社に入社したが、一旦退職した。その後、別の会社で勤務していたとき、C社の担当者から呼び戻され、昭和 36 年のお盆休み明けの同年 8 月 16 日にD市にあるA社へ再入社した。

昭和 36 年 8 月入社と記載された社員名簿を所持しており、申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 39 年 3 月 31 日時点の「社員名簿」の記載内容から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「何らかの事情により申立人の資格取得の手続が遅れた可能性は考えられるが、申立期間当時の関連資料等を保管していないため、申立人の申立期間に係る給与からの保険料控除及び厚生年金保険の届出等の状況は不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が判明した元従業員 15 人に照会し聴取できた 10 人のうち、同社を一旦退職し、再入社したとする者が 2 人いた。このうちの 1 人は、昭和 44 年 3 月に同社へ再入社したとしているものの、被保険者資格の取得日は同年 4 月 1 日となっており、申立人と同様に、入社時期と資格取得日にずれが生じているところ、同人は「再入社月の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からない。」と陳述している。

さらに、申立期間後にA社において総務担当の責任者を務めたとする者は、申立人が申立期間に保険料を控除されていたかどうかは不明としながら、「申立人のように月途中から入社した者は、その翌月から厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12640 (事案 7542 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月1日から27年1月1日まで
② 昭和27年1月から同年7月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①はA社で加入記録があり、申立期間②については加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、私は、昭和26年2月に、同社ではなくB社に見習として入社し、その後、A社、C社の順に勤務したと記憶しているので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

前回の申立てでは、申立期間①に勤務した会社の名称について、B社としていたが、今回はその名称をD社と変更する。また、同社での4人の同僚が新たに判明したので、再度調査の上、申立期間の年金記録を、私の主張するとおりに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人が勤務したとするB社が厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い、ii) 申立人が同社において同僚であったとする者は、同社で勤務したことはないと陳述しているところ、同人については、申立期間のうち、昭和26年4月18日までは別の事業所で、同年6月1日からはA社で厚生年金保険の被保険者となっている、iii) 申立人がB社において同僚であったとする別の二人も、申立期間にはA社で被保険者となっている等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間①に勤務した事業所の名称はD社であるとし、同社における同僚4人が新たに判明したので再度調査の上、申

立期間①はD社における厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしいと主張している。

しかし、D社は、昭和26年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、今回新たに判明したとする同僚4人（このうち3人については、前回の申立ての際に調査済みである。）全員が、申立期間にはA社において被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①にD社で勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②に係る申立てについては、A社は、社会保険事務所において事業実態の無い事業所と判断されたことにより、昭和27年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てが認められないことに納得できないとして、再度申立てを行っているが、保険料控除をうかがわせる新たな資料等の提出は無く、当該主張のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

このほか、申立人が、申立期間②にA社で勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 55 年 1 月 26 日に入社し、平成 12 年 3 月 31 日に退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 5 月 1 日となっており、被保険者期間が 1 か月長くなっている。納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者ではなかったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年 3 月 31 日にA社を退職したので、申立期間は厚生年金保険被保険者ではなかったと申し立てしているところ、同社提出のタイムカードから、申立人が同年 4 月 1 日以降は出勤していないことが確認できる。

しかし、A社は、「賃金台帳を見ると、平成 12 年 4 月分の社会保険料等を控除しているので、申立人を申立期間も従業員として認識していたと考えられる。」としている。

また、申立人は、「当時、平成 12 年 3 月 31 日付けで退職する旨の届をA社に提出したので、申立期間は既に退職扱いであったはずである。」と主張しているが、当時のA社取締役の一人は、「当初、申立人は平成 12 年 3 月 31 日付けで退職する予定であったが、本人からの申入れにより、退職日を同年 4 月 30 日に変更したと思われる。」と陳述しており、同社提出の、平成 12 年 5 月 18 日付けで作成された申立人に係る退職金支給明細書を見ると、申立人の退職日は同年 4 月 30 日と記載されており、取締役の陳述と符合する。

さらに、雇用保険の加入記録を見ても、申立人の離職日は、平成 12 年 4 月 30 日であることが確認できる上、A社が加入していたB厚生年金基金及びC健康保険組合の記録においても、申立人の被保険者資格の喪失日は、厚生年金保険と同日の同年 5 月 1 日となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 8 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間にA社でB業務従事者として勤務していたが、当時の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D組織提出の在職証明書等から、申立人が、同組織に雇用され、申立期間にA社でB業務従事者として勤務していたことが確認できる。

しかし、D組織は、「C県下でB業務従事者を厚生年金保険に加入させるようになったのは、昭和 63 年 4 月からであり、それより前については、当時の規定等を確認したが、B業務従事者を厚生年金保険に加入させる規定が無いので、申立人についても厚生年金保険に加入させておらず、保険料を給与から控除することもなかったと考えられる。」としている。

また、D組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 5 月 16 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間は、B業務に従事する従業員として勤務し、給与額は毎月 18 万円前後であったので、給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、申立期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 1 月 1 日までの期間について、申立人は当該期間に係る給料明細書を保管しており、これを見ると、控除されている保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致しているか、又はこれを下回っている。

また、申立期間のうち、平成 9 年 1 月 1 日から同年 5 月 16 日までの期間については、申立人は当該期間に係る給料明細書を保管していないため、保険料控除額を確認することはできないが、申立期間当時の経理担当者は、「申立期間当時、従業員の給与額を 10 万円程度として社会保険事務所（当時）に届出を行った。保険料は、届け出た給与額に基づく標準報酬月額に見合った保険料額しか控除していない。」と陳述しており、申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されている同僚二人から提出のあった当該期間の給料明細書を見ると、経理担当者の陳述どおり、控除されている保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致しているか、又はこれを下回っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された

などの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 26 日から同年 12 月 16 日まで
② 昭和 37 年 12 月 16 日から 41 年 12 月 29 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 18 日から 45 年 12 月 31 日まで

A 社及び B 社に勤務した期間(それぞれ申立期間①及び②)については、昭和 42 年 3 月に脱退手当金が支給されたことになっている。また、C 社に勤務した申立期間③についても、46 年 2 月に脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、いずれの脱退手当金も請求しておらず、受給していないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、当該期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、領収書欄に申立人の記名及び押印が確認できるほか、住所欄には申立人が陳述する当時の住所が記載されているなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、オンライン記録によると、当該期間に係る脱退手当金は、B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 3 月 20 日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む計 13 ページに記載されている女性従業員のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した 13 人(申立人を含む。)について脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 人に支給記録が有り、このうち 8 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている。このことに加えて、脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された

事業所」欄に、同社の社名及び所在地のゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認できる。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

次に、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金についても、請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、当該期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できるほか、住所欄には申立人が陳述する当時の住所が記載されており、支払金融機関も当該住所地最寄りの金融機関となっているなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、オンライン記録によると、当該期間に係る脱退手当金は、C社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和46年2月9日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む計13ページに記載されている女性従業員のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した10人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、6人に支給記録が有り、このうち5人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている。このことに加えて、当該5人のうちの1人が、「私の脱退手当金は、会社が代わりに請求手続きをしてくれたと思う。」と陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、いずれの請求書にも、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 12645（事案 2793 及び 4852 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から30年2月28日まで

厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B営業所に勤務した申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっているとの回答をもらった。

しかし、私には脱退手当金を受け取った覚えがないので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしいとして、これまでに年金記録確認第三者委員会に2回申し立てたが、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかがえないなどの理由から、いずれの申立ても認められなかった。

今回、新たな資料等は提出できないが、脱退手当金は絶対に受け取っていないので、再々申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B営業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の前後70名の中で、脱退手当金の支給記録が確認できる女性9名のうち7名については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同社からも、代理請求を行っていたとの陳述が得られたことから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和30年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、脱退手当金が支給されたとする日には、実家の有

るC県に居住していたため、D県で脱退手当金を受給するはずがない等として、再度、当委員会に申し立てたが、事業主による代理請求の場合、脱退手当金の支給決定日時点において請求者の住所地が遠隔地であっても、隔地払により、申立人が希望する銀行又は郵便局での脱退手当金の受領が可能であることから、申立人が昭和30年3月当時にC県に居住していたとしても、脱退手当金の支給自体を疑わせる要素とはならない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給した覚えはなく納得できないとして、再度申し立てているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人の主張及び当初の資料を改めて検討しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成元年 12 月 1 日まで
② 平成 2 年 11 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで
③ 平成 4 年 10 月から 7 年 9 月 30 日まで
④ 平成 8 年 9 月から 10 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①について、A社(現在は、B社)には昭和 62 年 4 月から勤務し、派遣従業員としてC社に派遣されていたのに、A社における加入記録は平成元年 12 月 1 日からとなっている。

申立期間②について、D社には平成 2 年 11 月 1 日から勤務し、派遣従業員としてE社に派遣されていたのに、D社における加入記録は 3 年 8 月 1 日からとなっている。

申立期間③について、平成 4 年 10 月から 7 年 9 月までF社に勤務し、派遣従業員としてJ社に派遣されていたのに、F社における加入記録が無い。

申立期間④について、平成 8 年 9 月から 10 年 3 月までG社に勤務し、派遣従業員としてH社及びI社に派遣されていたのに、G社における加入記録が無い。

納得がいかないので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月 16 日から平成元年 12 月 1 日までの期間についても、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、事業主が申立人の被保険者資格の取得日を、オンライン記録どおりの平成元年12月1日として社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間にA社における被保険者記録が確認できる者に照会したところ、複数の元従業員が厚生年金保険の加入は希望制であったと陳述しており、このうちの一人は、「採用時に、健康保険及び厚生年金保険の加入は希望制と聞かされた。私は手取額が減るのが嫌なので、最初は加入しなかった。」と陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等が残っていないので、申立人の申立期間における保険料控除の状況については不明である。」としている。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間もD社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は平成16年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、同社解散時の事業主は、「関連資料が無いため、申立期間当時の状況は不明である。」と陳述しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間にD社における被保険者記録が確認できる者19人に照会し、4人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、回答のあった上記4人のうち3人の被保険者資格の取得日は、同人たちが記憶している自身の入社日から1年以上経過後であることが確認できる上、複数の元従業員が、「健康保険及び厚生年金保険の加入は希望制であった。」と陳述していることから、申立期間当時、D社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、雇用保険の加入記録を見ると、申立人のD社における被保険者資格の取得日は平成3年8月1日となっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、平成4年10月26日から7年9月30日までの期間について、申立人がF社に勤務していたことが確認できる。

しかし、F社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及

び保険料控除の状況については不明であるが、健康保険及び厚生年金保険に加入すると手取額が減るので、加入したくないという派遣労働者がいる。申立期間当時も同じような状況であったことが考えられる。」としている。

また、オンライン記録において、申立期間にF社における被保険者記録が確認できる者5人について、雇用保険の加入記録を確認したところ、いずれの者も、雇用保険被保険者資格の取得日から数か月経過後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

- 4 申立期間④について、雇用保険の加入記録及び申立期間当時の事業主の陳述から、申立期間のうち、平成9年3月1日から同年11月10日までの期間について、申立人がG社に勤務していたことが確認できる。

しかし、前述の元事業主提出の申立人に係る雇用契約書を見ると、「雇用・労災保険のみ加入」と記載されており、厚生年金保険に関しては記載が無いところ、元事業主は、「当時、厚生年金保険は、従業員が希望すれば加入させていた。申立人については、雇用契約書どおり、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立期間にG社における被保険者記録が確認できる者に照会したところ、回答のあった複数の元従業員も、「厚生年金保険の加入については希望制であった。」と陳述している。

- 5 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 19 日から 39 年 10 月 16 日まで
② 昭和 39 年 10 月 16 日から 42 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について、日本年金機構に照会したところ、A社及びB社（現在は、C社）に勤務した期間に係る脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和42年8月11日に支給されているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日である同年4月1日の前後約4年以内に、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員11人の支給状況を調査したところ、申立人を含む7人に支給記録が有り、その7人全員が資格喪失日から6か月以内に支給されている上、当該同僚のうち、所在の判明した4人に照会を行ったところ、唯一回答のあった者から「退職するときに、B社から脱退手当金について説明を受け、同社に申請手続を依頼した。」旨の回答があったことを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給

額に計算上の誤りはなく法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 20 日から 61 年 1 月 21 日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も同社に継続して勤務し、B業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、昭和 57 年 5 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格を喪失している者 16 人（事業主を含む）のうち、所在の判明した 10 人に事情照会を行った結果、7 人から回答を得たところ、申立期間当時に申立人と同職種であった元従業員の 1 人は、「昭和 57 年 4 月又は同年 5 月頃、事業主から突然、年金を打ち切る旨の説明があった。」と陳述している。

さらに、申立期間当時にA社の取締役であった者は、「厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時に、事業主から、今後は各自で国民年金に加入するようにとの説明があった。」と陳述しており、別の元従業員は、同社が適用事業所ではなくなった日から 5 年以上後の昭和 62 年 11 月まで、同社において雇用保険の加入記録があるところ、同社が適用事業所ではなくなったことに伴い、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 57 年 5 月からは、国民年金保険料を

現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人と同職種の前従業員は、申立期間の保険料控除について、「私は、昭和60年2月頃までA社に勤務した。断言はできないものの、申立期間において、厚生年金保険料は引かれていなかったように思う。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月10日から37年6月4日まで
② 昭和42年10月から43年2月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社に勤務した加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①は、A社においてC業務に従事しており、申立期間②は、B社において、D業務に従事していた。いずれの事業所も勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、E市にあったA社に勤務したと申し立てているところ、F図書館が所蔵する申立期間当時の住宅地図によると、申立人が記憶している町内にA社の事業主の氏名が確認できる上、同事業所が適用事業所となった昭和37年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、上記のとおり昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所ではない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、適用事業所となった昭和37年4月1日に被保険者資格を取得している従業員6人のうち、所在が判明した4人に照会を行ったところ、唯一回答のあった上記の従業員は、「申立期間当時、私自身も厚生年金保険に加入していたことを知らなかったので、申立期間の保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と陳述している。

さらに、オンライン記録によると、A社は、昭和43年4月13日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及びその息子は、いずれも既に亡くなっているため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点はうかがえない。

このほか、申立期間①における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、業務内容については、専らD業務に従事していたと陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る26人のうち、所在が判明した14人に照会を行ったところ、回答のあった8人のうち、唯一申立人を記憶している上記の同僚は、「正社員の場合は、D業務だけでなく、G業務及びH業務など様々な業務に従事していたので、申立人は、正社員ではない別の雇用条件で勤務していたのではないか。その場合は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかったと思う。」と陳述しており、別の同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していない従業員が3人ないし4人いたのを記憶している。」と陳述していること等を考え合わせると、同社は、申立期間において、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、いずれも既に亡くなっており、現在の事業主は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点はうかがえない。

このほか、申立期間②における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、昭和 51 年 4 月頃にA社に入社し、平成 5 年 3 月 31 日に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等により、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月 21 日から 57 年 1 月 29 日までの期間及び 58 年 1 月 24 日から同年 3 月 31 日までの期間について、申立人は、A社に在籍していたことが確認できる。

しかし、A社の元取締役は、「申立人の厚生年金保険の手続書類が残存しており、同書類には、申立人の年金記録について、昭和 58 年 4 月 1 日に資格を取得及び平成 5 年 4 月 1 日に資格を喪失と記載されている。また、同書類の筆跡は亡くなった事業主のものと思われる。」旨陳述しているところ、当該陳述による申立人の厚生年金保険被保険者記録とオンライン記録は一致している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 47 年 10 月 1 日）から加入していたB厚生年金基金は、「各事業所は、申立期間も現在も社会保険の届出用紙は複写式のものを使用し、当基金を通じて厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出しており、申立人のA社に係る当基金の加入記録は、昭和 58 年 4 月 1 日に資格を取得及び平成 5 年 4 月 1 日に資格を喪失である。」旨回答しており、同基金の加入記録もオンライン記録と一致している。

さらに、前述の元取締役は、「C業務従事者であった申立人のことは覚えていますが、申立期間当時、多くのC業務従事者は、給料の手取額を多くするため、

厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述しているとともに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間のうち一部期間の被保険者記録が確認できる同僚は、「入社後、自身の希望により社会保険に加入していなかったが、途中から健康保険被保険者証が必要になったので、社会保険の加入を要請したように思う。」旨回答していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間のうち、昭和57年3月15日から同年9月10日までの期間について、申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人は、失業認定を受け、基本手当を受給していることが確認できる。

また、A社は、平成5年8月*日に解散していることが同社に係る商業登記簿から確認できる上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から34年8月11日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和34年10月5日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む合計8ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね3年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した45人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、44人に支給記録が確認でき、うち42人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、当時、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と当該未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な支給記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 23 日から 52 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 49 年 11 月 23 日となっているとの回答を受けたが、私は、同年 4 月から 52 年 3 月末まで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の申立期間当時の事業主は、「当社は、既に廃業しており、当時の賃金台帳等の関係書類を全て焼却処分したため、当社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。また、申立人が当社に短期間だけ勤務した記憶はあるが、申立人の主張のように約 2 年 11 か月間もの中長期にわたり勤務していた記憶はない。」旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚及び上司等の氏名を記憶していない旨回答しているため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できる同僚及び元取締役等に文書照会したものの回答が得られず、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 49 年 11 月 23 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す記載が確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで
年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）C部D課に勤務した申立期間①の標準報酬月額は、従前の 14 万 2,000 円から 13 万 4,000 円に減額されており、また、同社E部F課及び同社C部D課に勤務した申立期間②の標準報酬月額も、従前の 36 万円から 30 万円に減額されている。申立期間には、昇格もあったし、順調に昇給していたため、標準報酬月額が下がることはありえないので、申立期間の標準報酬月額を実際に支給された額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

B社は、「申立期間の賃金資料及び厚生年金保険の届出書類等は残存していないものの、当社は、年金事務所の記録どおりの申立人の標準報酬月額に基づく報酬月額を届け出ており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していると考えられる。また、標準報酬月額の改定及び決定の際には、該当する被保険者全員に標準報酬月額の改定通知書や決定通知書を交付している。」旨回答しているところ、申立期間のうち、平成元年1月から同年12月までの期間については、申立人提出の市・県民税特別徴収税額決

定又は変更の納税者への通知書に記載された社会保険料等の控除総額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき試算した厚生年金保険料額及び健康保険料額並びに同通知書に記載された給与収入総額に基づき試算した雇用保険料の合計額とおおむね符合していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた給与・社会保険事務担当者等の4人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の被保険者記録が確認できる24人に照会したものの、回答が得られた9人からは、同社が従業員の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料を、給与から控除していたことをうかがわせる関連資料及び陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿から、標準報酬月額が従前より減額となっている期間のある12人を抽出して照会したところ、回答が得られた5人のうち3人は、「A社から交付された被保険者標準報酬決定通知書の標準報酬月額について、気になることはなかった。」旨回答しているほか、事実と反して自身の標準報酬月額が低く記録されている旨回答している者はいない上、うち1人は、「A社は、従業員の標準報酬月額に係る届出等の事務処理を適切に行っていたと思う。」旨回答している。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立人及び前述の12人の標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた事跡は認められない。

また、B社は、「A社が使用していた厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書は、複写式の様式であった。」旨回答しているところ、企業年金連合会提出の資料から、同社が加入していたG厚生年金基金での申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年春頃から24年春頃までの期間のうちの
2年間以上の期間

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和20年春頃から24年春頃までの期間のうちの2年間以上の期間において、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚及び上司の氏名が確認できること、及び申立人の「学校卒業後に入学したB学校を2年間で卒業した後、A社に入社した。」旨の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年3月以降の一部期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和25年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は所在不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、申立人が記憶する前述の同僚及び上司は、いずれも所在不明であるため、申立人の勤務実態等を照会することができない上、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在が判明した二人に照会したものの、当該二人は、「申立人のことを知らない。また、申立期間当時のA社での厚生年金保険の取扱い等のことは分からない。」旨回答している。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険

整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。